

# 四半期報告書

(第30期第2四半期)

株式会社 **カブコム**

E 0 2 4 1 7

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **カブコム**

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【経営上の重要な契約等】 .....	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	25
第4 【提出会社の状況】 .....	26
1 【株式等の状況】 .....	26
2 【株価の推移】 .....	30
3 【役員の状況】 .....	31
第5 【経理の状況】 .....	32
1 【四半期連結財務諸表】 .....	33
2 【その他】 .....	49
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	50

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月11日

【四半期会計期間】 第30期第2四半期  
(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社カプコン

【英訳名】 CAPCOM CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 本 春 弘

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区平野町三丁目1番3号

【電話番号】 06(6920)3605(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 阿 部 和 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市中央区平野町三丁目1番3号

【電話番号】 06(6920)3605(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 阿 部 和 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第30期 当第2四半期 連結累計期間	第30期 当第2四半期 連結会計期間	第29期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	31,236	14,883	83,097
経常利益 (百万円)	4,115	91	12,267
四半期(当期)純利益または四半期純損失(△) (百万円)	1,873	△509	7,807
純資産額 (百万円)	—	55,779	53,660
総資産額 (百万円)	—	92,747	93,606
1株当たり純資産額 (円)	—	903.53	881.13
1株当たり四半期(当期)純利益または四半期純損失(△) (円)	30.51	△8.27	132.90
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	27.99	—	116.84
自己資本比率 (%)	—	60.1	57.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,722	—	7,452
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,820	—	△3,374
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,440	—	△2,448
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	—	33,248	32,763
従業員数 (名)	—	1,788	1,506

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当第2四半期連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容の重要な変更は以下のとおりであります。

(1) 事業内容の重要な変更（事業区分の変更）

重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

① コンシューマ用ゲームソフト事業

ゲームソフトの販売会社であるCAPCOM ENTERTAINMENT FRANCE SASは、平成20年7月30日に新規に設立したことに伴い関係会社（連結子会社）となりました。また、ゲームソフトの企画・開発を行っておりましたクローバースタジオ株式会社は、平成20年9月9日に特別清算が終了したため、関係会社（連結子会社）から除外しております。

② コンテンツエキスパンション事業

遊技機等の開発・設計・製造・販売会社である株式会社エンターライズは、当社が実質的な支配を獲得したため、関係会社（連結子会社）になりました。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(1) 除外

ゲームソフトの企画・開発を行っておりましたクローバースタジオ株式会社（連結子会社）は、平成20年9月9日に特別清算が終了したため、関係会社から除外しております。

(2) 新規

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
CAPCOM ENTERTAINMENT FRANCE SAS (注) 2	フランス国 リュエイユ・マル メゾン市	37 (千ユーロ)	コンシュー マ用ゲーム ソフト事業	100.0 (100.0)	当社製品の販売 役員の兼任 1名
株式会社エンターライズ	東京都 台東区	10	コンテンツ エキスパン ション事業	—	当社コンテンツを使用 した遊技機の開発・販 売等

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の( )は間接所有割合を内数で示してあります。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	1,788 (794)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

##### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	1,466 (792)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
コンシューマ用ゲームソフト事業	1,420
業務用機器販売事業	2,250
コンテンツエキスパンション事業	1,083
合計	4,755

- (注) 1 金額は、製造原価によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 上記の金額には、ゲームソフト開発費を含んでおります。

#### (2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
コンシューマ用ゲームソフト事業	6,080
アミューズメント施設運営事業	3,718
業務用機器販売事業	3,061
コンテンツエキスパンション事業	1,449
その他事業	573
合計	14,883

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 主な相手先の販売実績および総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油、原材料等の資源価格の高騰や米国の金融危機に端を発した世界的な経済減速に加え、輸出の不振、株価の下落や個人消費の落ち込みなどにより弱含みに展開し、景気は後退局面に入っております。

当業界におきましては、中高年齢者や女性など初心者層の増加によりユーザー層のすそ野が広がりましたものの、市場規模は新世代機の普及一巡や前年同期における急拡大の反動もあって縮小いたしました。

加えて、アミューズメント施設市場は、ガソリン高の影響や顧客誘引商品の不足などにより、依然として厳しい事業環境が続きました。

また、国内市場の成熟化傾向やユーザーニーズの多様化など産業構造の変化を反映して、国内外において新たな業界再編の動きが出てまいりました。

こうした状況下、当社グループはプレイステーション・ポータブル用ソフトとして初めてダブルミリオンを達成し、一種の社会現象を引き起こした看板タイトル「モンスターハンターポータブル 2nd G」や多様な提携ソフトを投入するとともに、「モンスターハンター夏期講習'08」、「逆転裁判 特別法廷2008オーケストラコンサート」および「ロックマン サマーフェスティバル2008」など、各種イベントの開催や積極的なプロモーション活動を推進してまいりました。

また、成長余力が大きい海外展開を加速させるため、英国子会社を通じてフランスに欧州で3ヵ所目の拠点となる完全子会社「CAPCOM ENTERTAINMENT FRANCE SAS」を設立いたしました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高148億83百万円となり、営業利益3億79百万円、経常利益91百万円、四半期純損失5億9百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### ① コンシューマ用ゲームソフト事業

当事業におきましては、「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）が圧倒的な人気により快走を続け、累計出荷本数が250万本を達成するなど市場を席卷いたしました。因みに、同シリーズの躍進が携帯型ゲーム機「プレイステーション・ポータブル」普及のけん引役を果たしたことにより、ソフトの販売動向がマスコミや市場関係者の耳目を集めました。

また、オンライン要素を充実させた「ロスト プラネット コロニーズ」（Xbox 360、パソコン用）も底堅い売行きを示しました。その他は、提携ソフトや小型タイトルなどの販売が大半を占めましたため、低調に推移いたしました。

この結果、売上高は60億80百万円、営業利益80百万円となりました。

#### ② アミューズメント施設運営事業

当事業におきましては、停滞感に覆われ市場の冷え込みが続く状況下、清潔で明るく楽しい快適空間作りなど、顧客志向に立った店舗運営によりリピーターの確保や女性、ファミリー層などの取り込みを図ってまいりました。

しかしながら、けん引機種不足や地域間競争の激化に加え、客足や客単価の落ち込みなど、苦戦を強いられました。同事業環境は当面厳しい状況が続くことが予想され、市況回復には一定の期間を要するものと思われます。

なお、当第2四半期連結会計期間の新規出店はありませんでした。不採算店1店舗を閉鎖いたしました。

これにより、第2四半期連結会計期間末の施設数は42店舗となっております。

この結果、売上高は37億18百万円、営業利益3億4百万円となりました。

### ③ 業務用機器販売事業

当事業におきましては、需要低迷を背景とした施設オペレーターの投資抑制の中、家庭用ゲームソフト等との相乗展開を図るため、「AOU2008アミューズメント・エキスポ」のビデオ基板部門で人気1位となった「ストリートファイターIV」が根強いブランド力により順調に販売を伸ばし売上拡大のリード役を果たしました。

この結果、売上高は30億63百万円、営業利益9億83百万円となりました。

### ④ コンテンツエキスパンション事業

当事業におきましては、人気ソフトとの横展開を図ってまいりましたが、携帯電話向けゲーム配信事業を先導してきた「逆転裁判」の人気に陰りが見え始めるなど、軟調に推移いたしました。また、遊技機向け関連機器については、「バイオハザード」が手堅い売行きを示しましたものの、期待の「春麗にまかせチャイナ」の出荷が少数にとどまったことにより計画未達となるなど、総じて低水準で終始いたしました。

この結果、売上高は14億49百万円、営業損失17百万円となりました。

### ⑤ その他事業

その他事業におきましては、主なものはキャラクター関連のライセンス事業で、売上高は5億73百万円、営業利益2億20百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### ① 日本

コンシューマ用ゲームソフト事業は、「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）が圧倒的な人気により快走を続け、累計出荷本数が250万本を達成するなど、市場を席卷いたしました。

アミューズメント施設運営事業は、けん引機種不足や地域間競争の激化に加え、客足や客単価の落ち込みなど、苦戦を強いられました。

業務用機器販売事業は「ストリートファイターIV」が販売拡大のリード役を果たしたことにより、順調に推移いたしました。

コンテンツエキスパンション事業は、携帯電話向けゲーム配信事業を先導してきた「逆転裁判」の勢いが衰えるとともに、遊技機向け関連機器も苦戦を強いられました。

この結果、コンシューマ用ゲームソフト事業がコンテンツエキスパンション事業などの落ち込みを吸収し、売上高は127億13百万円、営業利益15億60百万円となりました。

## ② 北米

世界最大のゲーム市場である北米において、「ロスト プラネット コロニーズ」(Xbox 360、パソコン用)が堅調に推移いたしました。

しかしながら、当期のラインナップは下期にウエイトを置きましたため、大型タイトルがなかったことに加え、廉価版ソフトや小粒なタイトルが大半を占めたことにより、全体として弱含みに展開いたしました。

この結果、売上高は24億12百万円、営業利益1億1百万円となりました。

## ③ 欧州

三大市場の一角を占める欧州市場は、「ロスト プラネット コロニーズ」(Xbox360、パソコン用)が底堅い売行きを示しましたが、その他は廉価版ソフト、小型タイトル中心の品揃えや目玉タイトルの発売がなかったことなどにより、計画に対し下振れとなりました。

この結果、売上高は8億34百万円、営業損失85百万円となりました。

## ④ その他の地域

主な販売地域でありますアジア市場はパソコン用オンラインゲームが中心であることに加え、違法コピーが多いため、販売は限定されております。

このような状況下、「モンスターハンターポータブル 2nd G」(プレイステーション・ポータブル用)が販売拡大のリード役を果たすとともに、提携ソフトが健闘しましたが、軟調に推移いたしております。

この結果、売上高は2億62百万円、営業利益16百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、332億48百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失の計上57百万円により資金が減少した一方、売上債権の減少8億42百万円等により資金が増加したことにより、5億54百万円の資金増加となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出7億51百万円等により10億46百万円の資金減少となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入14億円により資金が増加した一方、長期借入金の返済による支出16億52百万円により資金が減少した結果、3億4百万円の資金減少となりました。

### (3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### I 基本方針について

当社グループは、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容ならびに当社グループの経営理念および企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。

当社が上場企業である以上、当社株券等（注1）の売買は株主の皆様のご判断においてなされるのが原則であり、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合においても最終的には、株主の皆様のご意思に基づいてご判断されるべきものであると考えており、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合、その目的等から見て企業価値の毀損や会社に回復しがたい損害をもたらすもの、株主に株券の売却を事実上強要する恐れがあるもの、株主や当社取締役会が大規模買付行為等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、このような当社グループの企業価値、株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者としては、不適切であり、このような買付者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

以上の方針に基づき、当社は平成20年4月17日開催の取締役会の決議ならびに平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会の承認を経て、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本施策」といいます。）を導入いたしました。

#### II 本施策導入の目的について

##### 1 本施策導入の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させ

るため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または②当社株券等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

## 2 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

### (1) 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイイトし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

### (2) 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発、販売を中核にアミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機の製造販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意志決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

現在は以下の施策を推し進めております。

- (ア) コア事業である家庭用ゲームソフトの開発、販売拡大に経営資源を集中しております。
- (イ) 開発戦略といたしましては、市場動向を勘案しつつ、マルチプラットフォーム展開を推し進めております。
- (ウ) 每期安定した売上や収益の確保を図るため、アミューズメント施設の拡充に注力しております。
- (エ) 通信環境の進展に伴い、オンラインビジネスの構築を進めております。
- (オ) 海外市場での販売拡大を図るため、現地法人の強化などにより積極的な事業展開を行っております。
- (カ) 当社の豊富なコンテンツの活用により、新規市場の開拓と既存市場の深耕に努めるとともに、遊技機向け周辺機器への注力やポータルサイトの運営に参入するなど、新たなビジネスチャンスを切り開くため努力しております。
- (キ) 当社コンテンツの有効活用により付加価値を創造するとともに、シナジー効果の創出によりブランド価値を高めております。
- (ク) 財務構造の強化を図るため、每期安定したキャッシュ・フローの創出に努めております。

### (3) 当社グループの今後の企業価値の向上の取組みについて

当業界は新型ゲーム機の登場に伴う開発費の高騰や携帯電話など顧客層が重なる他業種との競

争激化に加え、合併、事業統合等の再編やグローバルな企業間競争の波が押し寄せ、優勝劣敗により勢力地図が塗り変わりつつあります。

このように厳しい事業環境下、生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、以下の戦略目標を推進、実行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

(ア) 重点戦略部門の強化

競争力の優位性を図るため、コア事業である家庭用ゲームソフトの開発とマーケティング部門の強化を柱に経営資源を集中してまいります。

(イ) 海外展開の注力

国内市場の成熟化に伴い、今後の事業拡大には海外市場への注力が不可欠であります。このため、重要な子会社であるカプコンU.S.A., INC.をはじめ、海外現地法人の経営改革などにより、グループ全体の事業の再構築を推し進めるとともに、戦略的な海外展開を図ってまいります。

(ウ) 事業の選択と集中

開発資源の効率活用を図る一環として、明確なビジョンとスピード経営により活力を生み出すとともに、グループ全体の総合力を発揮させるため、成長分野への投資や不採算事業からの撤退を行うなど、選択と集中によるグループ会社のスクラップ・アンド・ビルドにより企業価値の向上に努めてまいります。

(エ) 事業領域の拡大

経営環境の変化に対応して、事業領域を拡大するため携帯電話向けゲーム配信事業への注力やポータルサイト運営の参入など、コンテンツビジネスの拡大に傾注してまいります。

(オ) 企業体質の強化

経営革新により機動的な事業運営、経営効率の向上を図るとともに、収益基盤の強化に向けて体制作りを推し進めております。

この一環として、国内外の関係会社を含めた的確なマネジメント体制による戦略的なグループ運営と財務構造の改革などにより、経営体質を高めております。

### 3 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して

大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

当社の株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。また、2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使により、当社役員およびその関係者の持分比率が希釈化しつつあることに加え、それぞれの事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後、その持分比率の低下が進む可能性は否定できない状況にあります。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手続き等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するに至ったものであります。

### III 本施策の内容について

#### 1 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3(2)(3)）。

#### 2 大規模買付ルール

##### (1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じ。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的および具体的内容
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の議決権保有割合および保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の内容および条件
- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ⑪ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記2(3)）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会（後記2(3)）の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。なお、当社取締役会は、大規模買付行為対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しない旨の決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができますこととします。

## (3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、前記2(1)に定める本情報ならびに本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、以下の事項について取締役会に勧告を行います。

### ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記2(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

### ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か（後記3(2)①）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でない判断した場合は、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

### ③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3(2)②）を具備しているか否かについ

て検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとは判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合はその旨の勧告と、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

導入後の独立委員会規則の概要は(注11)をご参照ください。

また、本施策導入当初の独立委員会は、1名の現任の社外取締役および1名の現任の社外監査役に、社外有識者1名を加えた合計3名により構成されております。

委員の氏名および略歴は(注12)のとおりです。

### 3 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、(注13)に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示する

ことはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (オ) 最初の買付で、全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (カ) 大規模買付者による経営権取得および経営権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損する恐れがあるまたは当社の企業価値の維持および向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。
- (キ) 大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合。

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとし、この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとし、

#### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとし、ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとし、

#### ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとし、ただし、独立委員会により、大規模買付行為が上記3(2)②ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとし、

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当効力発生前においては）新株予約権の無償割当を中止し、または（無償割当の効力発生後においては）新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとし、

(ア) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他大規模買付が存しなくなった場合

(イ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が上記3(2)②ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

## 4 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、第29期定時株主総会における承認により効力を発生し、同定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値および株主共同の利益確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成

される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

#### 5 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成20年4月17日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### IV 本施策の合理性について

#### 1 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記Ⅱに述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記Ⅲに述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### 2 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも前記Ⅲにおいて具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### 3 導入手続きおよび改廃の可能性

本施策は、平成20年4月17日開催の当社取締役会の決議ならびに平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会の承認を経て、導入いたしました。

また、前述Ⅲ.4に述べたように、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができることとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は2年ですが、いわゆる期差任期制を採用していませんので、本施策はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されうるものと考えます。

#### 4 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅲ. 3 (2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記Ⅲ. 3 (3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

### V 本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

#### 1 大規模買付ルールを導入が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### 2 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、上記Ⅲ. 3 (3)において定められる手

続きにより、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。
- (注8) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注9) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本注記において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注10) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事務の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

(注11) 独立委員会規則の概要

1 構成

独立委員会（注11において以下「委員会」という。）の委員（注11において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査

役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

## 2 任期

委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

## 3 委員会の権限

(1) 委員会は、以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。

- ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について
- ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

(2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

- ① 大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
- ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価
- ③ 前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項

(3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として取締役会に指示することができる。

- ① 大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
- ② 大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全部または一部の公表
- ③ 大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
- ④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

## 4 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

## 5 その他

(1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。

(2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

(注12) 独立委員会委員略歴

本施策導入時の独立委員会の委員は、以下の3名となります。

保田 博（やすだ ひろし：昭和7年5月14日生）

【略歴】

昭和32年4月 大蔵省入省  
昭和48年11月 大蔵大臣秘書官  
昭和52年1月 内閣総理大臣秘書官  
昭和63年6月 大蔵省大臣官房長  
平成2年6月 大蔵省主計局長  
平成3年6月 大蔵事務次官  
平成6年5月 日本輸出入銀行総裁  
平成11年10月 国際協力銀行総裁  
平成13年9月 関西電力株式会社顧問(現任)  
平成14年1月 読売国際経済懇話会理事長(現任)  
平成14年7月 日本投資者保護基金理事長  
平成16年6月 株式会社資生堂監査役  
平成16年8月 財団法人資本市場振興財団理事長(現任)  
平成19年6月 当社取締役(現任)

- 1 保田 博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

山口 省二（やまぐち しょうじ：昭和14年11月25日生）

【略歴】

昭和37年4月 国税庁入庁  
平成2年6月 名古屋国税不服審判所長  
平成4年8月 住友信託銀行株式会社業務推進部審議役  
平成13年6月 当社監査役（常勤）(現任)

- 1 山口 省二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

松井 義侑（まつい よしゆき：昭和11年8月4日生）

【略歴】

昭和34年4月 ダイワ精工株式会社入社  
昭和37年4月 同社取締役副社長  
昭和46年5月 同社代表取締役副社長  
昭和57年10月 同社代表取締役社長  
昭和62年6月 同社代表取締役会長  
平成7年6月 同社代表取締役社長  
平成12年7月 同社代表取締役会長  
平成13年3月 同社取締役会長  
平成15年6月 同社名誉会長（現任）

同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注13) 新株予約権無償割当の概要

1 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4 新株予約権の払込金額

無償とする。

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注8）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注9）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注10）（以下、①ないし⑥に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 9 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

## 11 その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## (4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、49億66百万円でありま  
す。

また、当第2四半期連結会計期間における研究開発活動の状況の重要な変更は、ありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,394,568	67,394,568	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	67,394,568	67,394,568	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。

2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年10月8日発行）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数(個)	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	328,677
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月15日から平成21年10月2日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1株につき1,217 資本組入額 1株につき 609
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、以後行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	新株予約権付社債権者が新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	400

②旧転換社債に関する事項は、次のとおりであります。

130%コールオプション条項付第5回無担保転換社債(転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)(平成13年12月20日発行)

	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
転換社債の残高(百万円)	14,993
転換価格(円)	3,020
資本組入額(円)	1,510

(注) 資本に組入れる額は、その転換の対象となった本社債の発行価格に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額としております。ただし、転換により発行する株式1株につき資本に組入れる額は、当社普通株式の金額を下回らないようになっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日(注)	427	67,394	260	33,039	260	12,914

(注) 2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債および第5回無担保転換社債の権利行使による増加であります。

## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社クロスロード	大阪府羽曳野市恵我之荘5丁目2-15	6,771	10.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	6,536	9.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,924	8.79
辻本 憲三	大阪府羽曳野市	2,306	3.42
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	2,206	3.27
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Y口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,191	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,729	2.57
辻本 美之	大阪府羽曳野市	1,669	2.48
辻本 春弘	東京都港区	1,546	2.29
辻本 良三	大阪市天王寺区	1,545	2.29
計	—	32,428	48.12

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,501千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,849千株
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Y口)	2,191千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1,729千株

2 当社は、自己株式5,659千株(発行済株式総数の8.40%)を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成20年11月4日付で関東財務局長に提出された下記4名を共同保有者とする大量保有報告書により、平成20年10月27日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	546	0.81
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,500	3.71
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	257	0.38
三菱UFJアセット・マネジメント(UK)	12-15 Finsbury Circus, London EC2M 7BT, United Kingdom	102	0.15

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,659,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 61,466,800	614,668	同上
単元未満株式	普通株式 268,368	—	同上
発行済株式総数	67,394,568	—	—
総株主の議決権	—	614,668	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が7,100株(議決権71個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式65株および証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カプコン	大阪市中央区内平野町 三丁目1番3号	5,659,400	—	5,659,400	8.40
計	—	5,659,400	—	5,659,400	8.40

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,540	3,640	3,500	3,480	3,560	3,520
最低(円)	3,010	3,050	3,070	2,775	3,110	2,915

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はありませ  
ん。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）および当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）および当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	33,248	32,763
受取手形及び売掛金	5,514	14,182
商品及び製品	1,448	1,813
仕掛品	2,635	774
原材料及び貯蔵品	2,687	1,556
ゲームソフト仕掛品	11,559	6,241
その他	5,085	5,629
貸倒引当金	△274	△456
流動資産合計	61,904	62,505
固定資産		
有形固定資産	※ 16,148	※ 15,253
無形固定資産		
のれん	653	894
その他	3,792	3,197
無形固定資産合計	4,445	4,091
投資その他の資産		
その他	11,471	12,935
貸倒引当金	△1,222	△1,179
投資その他の資産合計	10,248	11,755
固定資産合計	30,842	31,101
資産合計	92,747	93,606

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,431	7,303
短期借入金	773	2,015
1年内償還予定の転換社債	14,993	14,997
未払法人税等	482	892
賞与引当金	679	2,057
返品調整引当金	335	405
その他	6,197	7,147
流動負債合計	30,892	34,818
固定負債		
新株予約権付社債	400	1,220
長期借入金	2,422	1,470
退職給付引当金	1,102	1,048
役員退職慰労引当金	375	372
その他	1,773	1,018
固定負債合計	6,074	5,128
負債合計	36,967	39,946
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	33,039	32,626
資本剰余金	21,128	20,344
利益剰余金	12,044	11,631
自己株式	△8,012	△8,155
株主資本合計	58,199	56,447
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	174	127
繰延ヘッジ損益	—	0
為替換算調整勘定	△2,594	△2,914
評価・換算差額等合計	△2,419	△2,787
純資産合計	55,779	53,660
負債純資産合計	92,747	93,606

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	31,236
売上原価	19,232
売上総利益	12,004
返品調整引当金戻入額	70
差引売上総利益	12,074
販売費及び一般管理費	※ 8,716
営業利益	3,357
営業外収益	
受取利息	406
受取配当金	17
為替差益	555
その他	80
営業外収益合計	1,060
営業外費用	
支払利息	41
貸倒引当金繰入額	178
持分法による投資損失	0
支払手数料	34
その他	48
営業外費用合計	302
経常利益	4,115
特別利益	
貸倒引当金戻入額	4
特別利益合計	4
特別損失	
固定資産除売却損	5
訴訟関連損失	142
特別損失合計	148
税金等調整前四半期純利益	3,971
法人税、住民税及び事業税	305
法人税等調整額	1,793
法人税等合計	2,098
四半期純利益	1,873

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	14,883
売上原価	9,946
売上総利益	4,937
返品調整引当金戻入額	43
差引売上総利益	4,981
販売費及び一般管理費	※ 4,601
営業利益	379
営業外収益	
受取利息	206
受取配当金	0
その他	57
営業外収益合計	264
営業外費用	
支払利息	24
持分法による投資損失	0
支払手数料	23
貸倒引当金繰入額	178
為替差損	288
その他	37
営業外費用合計	552
経常利益	91
特別損失	
固定資産除売却損	5
訴訟関連損失	142
特別損失合計	148
税金等調整前四半期純損失(△)	△57
法人税、住民税及び事業税	112
法人税等調整額	339
法人税等合計	452
四半期純損失(△)	△509

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,971
減価償却費	1,839
のれん償却額	247
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△141
受取利息及び受取配当金	△424
支払利息	41
為替差損益 (△は益)	△374
持分法による投資損益 (△は益)	0
固定資産除売却損益 (△は益)	5
訴訟関連損失	142
売上債権の増減額 (△は増加)	8,828
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,497
ゲームソフト仕掛品の増減額 (△は増加)	△5,155
仕入債務の増減額 (△は減少)	166
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△2,663
その他	△806
小計	3,179
利息及び配当金の受取額	448
利息の支払額	△35
訴訟関連損失の支払額	△142
法人税等の支払額	△726
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,722
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,321
有形固定資産の売却による収入	8
無形固定資産の取得による支出	△499
投資有価証券の売却による収入	4
その他	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,820
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△6
長期借入れによる収入	1,400
長期借入金の返済による支出	△1,757
自己株式の取得による支出	△140
自己株式の売却による収入	0
配当金の支払額	△877
その他	△60
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,440
現金及び現金同等物に係る換算差額	721
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	182
現金及び現金同等物の期首残高	32,763
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	302
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 33,248

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 連結の範囲の変更 連結子会社数 15社 買収により子会社化したしました株式会社ケーツ ーは、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含 めております。また、新たに設立いたしました CAPCOM ENTERTAINMENT FRANCE SASおよび実質的な支 配を獲得しました株式会社エンターライズは、当第 2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めてお ります。なお、クローバースタジオ株式会社は、当第 2四半期連結会計期間において特別清算が終結した ため連結の範囲から除外しております。
2 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更 たな卸資産 第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価 に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18 年7月5日 企業会計基準第9号)を適用しており ます。なお、当該変更が損益に与える影響はありま せん。  (2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処 理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成 における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱 い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実 務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修 正を行っております。これにより、当第2四半期連 結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整 前四半期純利益は、それぞれ158百万円減少してお ります。また、利益剰余金が546百万円減少してお ります。

当第2四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年9月30日)

(3) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。ただし、リース契約上に残価保証の取決めのある場合においては、当該残価保証額を残存価額としております。なお、リース取引開始日が第1四半期連結会計期間開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、従来通り賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、当該変更が損益に与える影響は、軽微であります。

## 【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法 当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切り下げを行う方法によっております。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 当社の法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等および一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

## 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 税金費用の計算 連結子会社の税金費用に関しては、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※ 有形固定資産の減価償却累計額	13,477百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額	12,549百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	1,148百万円
給料・賞与等	1,948百万円
賞与引当金繰入額	272百万円
退職給付引当金繰入額	36百万円
役員退職慰労引当金繰入額	17百万円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	458百万円
給料・賞与等	1,029百万円
賞与引当金繰入額	160百万円
退職給付引当金繰入額	15百万円
役員退職慰労引当金繰入額	8百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	33,248百万円
現金及び現金同等物	33,248百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	67,394

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	5,659

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	913	15	平成20年3月31日	平成20年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,234	20	平成20年9月30日	平成20年11月28日

4 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が第1四半期連結会計期間開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第2半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は当四半期連結会計期間末に契約期間が終了したため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	コンシューマ用ゲームソフト事業 (百万円)	アミューズメント施設運営事業 (百万円)	業務用機器販売事業 (百万円)	コンテンツエクスパンション事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高および営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	6,080	3,718	3,061	1,449	573	14,883	—	14,883
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	—	2	—	—	2	(2)	—
計	6,080	3,718	3,063	1,449	573	14,885	(2)	14,883
営業利益または営業損失(△)	80	304	983	△17	220	1,571	(1,192)	379

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品および事業内容

- (1) コンシューマ用ゲームソフト事業・・・家庭用ゲームソフトの開発、販売事業
- (2) アミューズメント施設運営事業・・・アミューズメント施設の運営事業
- (3) 業務用機器販売事業・・・業務用ゲーム機器、IC基板等の開発・製造・販売事業
- (4) コンテンツエクスパンション事業・・・携帯電話向けコンテンツの開発・配信および遊技機等の開発・製造・販売事業
- (5) その他事業・・・ライセンス事業、その他

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	コンシューマ用ゲームソフト事業 (百万円)	アミューズメント施設運営事業 (百万円)	業務用機器販売事業 (百万円)	コンテンツエクスパンション事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高および営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	16,486	6,847	4,071	2,547	1,283	31,236	—	31,236
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	—	7	—	—	7	(7)	—
計	16,486	6,847	4,079	2,547	1,283	31,243	(7)	31,236
営業利益	3,637	231	737	261	522	5,390	(2,032)	3,357

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品および事業内容

- (1) コンシューマ用ゲームソフト事業・・・家庭用ゲームソフトの開発、販売事業
- (2) アミューズメント施設運営事業・・・アミューズメント施設の運営事業
- (3) 業務用機器販売事業・・・業務用ゲーム機器、IC基板等の開発・製造・販売事業
- (4) コンテンツエクスパンション事業・・・携帯電話向けコンテンツの開発・配信および遊技機等の開発・製造・販売事業
- (5) その他事業・・・ライセンス事業、その他

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 または全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高および営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	12,038	1,760	834	249	14,883	—	14,883
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	674	651	—	12	1,339	(1,339)	—
計	12,713	2,412	834	262	16,222	(1,339)	14,883
営業利益または 営業損失(△)	1,560	101	△85	16	1,593	(1,214)	379

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・アメリカ合衆国
- (2) 欧州・・・ヨーロッパ諸国
- (3) その他の地域・・・アジア、その他

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 または全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高および営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	24,913	3,581	2,183	557	31,236	—	31,236
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	1,476	785	—	12	2,274	(2,274)	—
計	26,389	4,366	2,183	570	33,510	(2,274)	31,236
営業利益または 営業損失(△)	5,529	△228	20	48	5,369	(2,011)	3,357

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・アメリカ合衆国
- (2) 欧州・・・ヨーロッパ諸国
- (3) その他の地域・・・アジア、その他

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	1,905	618	729	3,252
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	14,883
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.8	4.2	4.9	21.9

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国または地域  
 (1) 北米・・・アメリカ合衆国  
 (2) 欧州・・・ヨーロッパ諸国  
 (3) その他の地域・・・アジア、その他  
 3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高の合計額（ただし、連結会社間の内部売上高を除く。）であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	3,769	1,869	1,159	6,798
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	31,236
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.1	6.0	3.7	21.8

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国または地域  
 (1) 北米・・・アメリカ合衆国  
 (2) 欧州・・・ヨーロッパ諸国  
 (3) その他の地域・・・アジア、その他  
 3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高の合計額（ただし、連結会社間の内部売上高を除く。）であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 903.53円	1株当たり純資産額 881.13円

2 1株当たり四半期純利益または四半期純損失および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	30.51円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	27.99円

(注) 1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,873
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,873
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	61,390
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円) 社債管理手数料(税額相当額控除後)	2
四半期純利益調整額(百万円)	2
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(千株)	5,622
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—

## 第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	8.27円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	— 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	509
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	509
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	61,622
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円) 社債管理手数料(税額相当額控除後)	—
四半期純利益調整額(百万円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### (1) 中間配当

第30期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月5日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 配当金の総額             | 1,234百万円    |
| ② 1株当たりの金額           | 20円00銭      |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年11月28日 |

### (2) 重要な訴訟事件等

当社は株式会社イオンファンタジーより、個別売買契約の解除に基づく不当利得返還請求としての支払済みの売買代金および遅延損害金ならびに、ゲーム機の瑕疵に基づく損害賠償請求としての損害金および遅延損害金の支払の請求の内容で、平成19年10月15日に東京地方裁判所に提訴されています。当社といたしましては、本件の事案につきましては適切に対処しているものと考えております。また、原告の損害額の算定根拠も不明であり、原告が主張する損害賠償金等の支払義務を負う理由はないものと判断しており、今後法的な手続きを通じてその正当性を主張してまいります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月 7日

株式会社カプコン  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高 濱 滋  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 上 眞 人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カプコンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カプコン及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成20年11月11日
<b>【会社名】</b>	株式会社カプコン
<b>【英訳名】</b>	CAPCOM CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 辻 本 春 弘
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役常務執行役員 阿 部 和 彦
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪市中央区平野町三丁目1番3号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長辻本春弘及び当社最高財務責任者阿部和彦は、当社の第30期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。